

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 68 件

厚生年金関係 68 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年9月30日は52万5,000円、同年12月26日は75万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月30日
② 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①及び②の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、申立期間①は52万5,000円、申立期間②は75万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による

納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年9月30日は32万9,000円、同年12月26日は47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年9月30日
② 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①及び②の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、申立期間①は32万9,000円、申立期間②は47万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による

納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、16万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、16万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年9月30日は17万1,000円、同年12月26日は25万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月30日
② 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①及び②の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、申立期間①は17万1,000円、申立期間②は25万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、23万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、23万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、29万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、29万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、11万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、11万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、11万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成 23 年 9 月 1 日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、12万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、12万4,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、14万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、14万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成 23 年 9 月 1 日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、12万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、12万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、13万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、13万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、15万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、15万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、27万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、27万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、22万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、22万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、49万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、49万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、14万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、34万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、34万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、28万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、11万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、11万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、17万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、17万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、20万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、20万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、13万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、13万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、9万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、9万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、25万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、25万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成 23 年 9 月 1 日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、2万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、11万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成 23 年 9 月 1 日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、7万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成 23 年 9 月 1 日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、13万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、11万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、11万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、9万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 59 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成 23 年 9 月 1 日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、9万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、33万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、33万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、26万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、26万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、18万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、23万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、8万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、8万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、24万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、24万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、4万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、21万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていないため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、6万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成 23 年 9 月 1 日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に 2 年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、12万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、17万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、17万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、13万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、4万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、4万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 26 日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成 23 年 9 月 1 日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、10万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月26日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与について社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、保険料納付が行われていなかった。

事業所は、後で誤りに気づき、平成23年9月1日に年金事務所に対して当該賞与に係る届出を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間の賞与に係る支給控除項目一覧表及び平成20年分賃金台帳により、申立人は、10万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しており、

また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年5月から同年9月までは1万円、同年10月から37年7月までは1万2,000円、同年8月から同年9月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月頃から37年10月15日まで
A社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和37年10月15日となっているが、36年5月頃から勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所では昭和37年10月15日付けで、申立人を含む212人の従業員が一斉に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、複数の従業員は、当時の事務担当者が厚生年金保険料を控除しながら届出を行っていなかったことから、定年退職時に当該事業所から厚生年金保険未加入期間に対する補償金を受けた旨証言しており、従業員の一人から提出された「支払請求書」により、当該補償金の支給事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と年齢及び入社時期

が近い男性従業員の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録及び申立人に係る昭和 37 年 10 月の社会保険事務所の記録から、36 年 5 月から同年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 37 年 7 月までは 1 万 2,000 円、同年 8 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、複数回の被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 5 月から 37 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から53年3月まで

私が国民年金の加入年齢(20歳)になったため、昭和51年*月頃、父親が役場で国民年金の加入手続きを行い、両親の保険料とともに父親の預金口座から引落で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和51年*月頃に、その父親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は、昭和53年4月にA村(現在はB市)において払い出されていることが確認でき、この時点で、申立人が20歳となった51年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認される上、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人の保険料を納付したとする父親は、加入手続きを行った当時、約2年分の保険料が未納になっていることを聞いたことや未納分保険料をまとめて納付したことは無いと証言している上、手帳記号番号払出し時点において、申立期間の保険料は過去分となるため、その保険料は口座引落では納付できなかったと考えられることから、申立人の国民年金の加入手続きが行われたと推認される昭和53年4月以降に、申立期間の保険料を遡って納付した事情もうかがえない。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA村の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料は未納とされている上、その記載内容に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年夏頃から 44 年冬頃まで

A社に昭和 42 年 2 月 1 日からBとして勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 43 年 2 月 1 日となっており、事実と相違している。

また、事業所名称は不明であるが、C業務をしていたD社に昭和 43 年夏頃から 44 年冬頃まで勤務したときの厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に解散している上、当該期間当時の二人の事業主のうち、一人は、既に亡くなっており、もう一人も、連絡先が明らかでないことから、申立人の勤務実態及び当時の当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の従業員は、申立人のことを分らないと証言している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人を含めた5人の従業員が、申立人と同日の昭和 43 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同事業所では、従業員をまとめて厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

加えて、申立人が記憶している複数の同僚の中には、当該事業所におけ

る被保険者記録が確認できない者がいる。

申立期間②について、申立人は、自らが勤務していた事業所名について記憶していないことから、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人は、D社を経営していた事業主宅でC業を行う事業所に勤務していた旨申述していることから、申立期間②当時、D社及び同社の関連会社に勤務した複数の元従業員に照会したところ、当該複数の元従業員は、同社においてC業務を担当する部署は無かったと証言している。

さらに、申立てに係る事業所があったとされるE駅付近の申立期間②当時の住宅地図を申立人に提示したところ、申立人が示した場所の付近に「C」の名称を持つ事業所が確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、おおむね申立期間②を含む昭和43年8月から51年12月までの期間において国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 30 日から 51 年頃まで
A社に昭和 51 年頃まで勤務したが、42 年 11 月 30 日以降の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、退職時期の特定はできないものの、申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（昭和 42 年 11 月 30 日）以後も同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の親族は、「当時、従業員は、手取りが減るという理由で厚生年金保険から脱退した。脱退した後については、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、i) 複数の同僚は、当該事業所における厚生年金保険への加入は任意であった旨証言していること、ii) 申立人から名前が挙がった同僚について、同事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同事業所では、全ての従業員を対象に被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月 1 日以降の期間において国民年金に加入し、当該期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 26 日から 53 年 9 月頃まで
A社に昭和 53 年 9 月頃まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が 47 年 9 月 26 日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の証言により、退職時期の特定はできないものの、申立人が昭和 47 年 9 月 26 日以降も、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に閉鎖されている上、申立期間当時の事業主は亡くなっており、社会保険事務担当者も所在が明らかでないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和 47 年 11 月 21 日付けで、申立人の健康保険被保険者証に係る返納記録が確認できる。

さらに、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所は、昭和 50 年頃から当該事務を受託しているが、当事務所が保管している同年の被保険者台帳において、申立人の氏名は確認できない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年3月1日まで
A社には昭和22年4月から勤務していたが、年金記録では23年3月1日が資格取得日になっており空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同期入社と同僚の証言により、申立期間において、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同年齢で同期入社と同僚4人についても、申立人と同様に、A社における被保険者資格取得日が昭和23年3月1日とされていることから、当時の同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった様子がうかがえるところ、申立期間当時、当該事業所に勤務していた同僚は、「当時、半年から1年ぐらいの見習い期間があり、その期間の厚生年金保険料は、給与から控除されていなかった。そういう人も多かったと思う。」と証言している。

さらに、申立人も、申立期間における保険料控除について記憶にないと証言しているほか、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日
平成 19 年 12 月 10 日に支給された賞与が厚生年金保険の記録に反映されていない。申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、事後訂正の結果、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により記録訂正は行われたものの保険給付には反映されない記録となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額に係る記録訂正の対象となる事案は、申立人が厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、A社から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。